



国民年金保険料納付書（上期前納）

見本

（表面）

領収（納付受託）済通知書		国庫金	国民年金
納付目的 国民年金保険料 (X X)	納付期間 X X Z9年 Z9月分 X X Z9年 Z9月分	納付書発行年月日 X X Z9年 Z9月 Z9日	基礎年金番号 9999999999
納付書発行年月日 X X Z9年 Z9月 Z9日	納付金額 Z Z Z Z Z Z Z9円	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。
納付書発行年月日 X X Z9年 Z9月 Z9日	納付金額 Z Z Z Z Z Z Z9円	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。
納付書発行年月日 X X Z9年 Z9月 Z9日	納付金額 Z Z Z Z Z Z Z9円	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。

この通知書は機械処理されず、汚したり、折り曲げたりしないでください。

この通知は納付書ですが、機械処理の関係で領収済通知書の領収は切り離さず、納付書に添付して提出してください。

この通知は納付書ですが、機械処理の関係で領収済通知書の領収は切り離さず、納付書に添付して提出してください。

X X Z9年度 厚生労働省所管  
年金特別会計(0343)  
上記の合計額を領収しました。  
領収(納付受託)日付等  
**8 上期**  
(厚生労働省年金局送付用)

X X Z9年度 厚生労働省所管  
年金特別会計(0343)  
上記の合計額を領収しました。  
領収(納付受託)日付等  
**8 上期**  
(収納機関用)

X X Z9年度 厚生労働省所管  
年金特別会計(0343)  
上記の合計額を領収しました。  
領収(納付受託)日付等  
**8 上期**  
(納付者渡し)

(8年4月～8年9月の6カ月分をまとめて納付するときに使用)

※納付方法等について、詳しくは裏面の説明をご確認ください。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

※裏面の説明をご確認ください。 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

（裏面）

保険料の納付方法と納付場所

納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。

- 取扱金融機関
- ・全国の銀行
  - ・信用金庫
  - ・信用組合
  - ・労働金庫
  - ・農業協同組合
  - ・漁業協同組合

- 納付できるコンビニエンスストア等（令和8年4月時点）
- ・くらしハウス
  - ・生活彩家
  - ・セブン-イレブン
  - ・ニューヤマザキデイリーストア
  - ・ポブラ
  - ・ヤマザキデイリーストア
  - ・MMK設置店
  - ・スリーエイト
  - ・セイコーマート
  - ・デイリーヤマザキ
  - ・ファミリーマート
  - ・ミニストップ
  - ・ローソン

スマートフォンからの電子決済（※2）がご利用できます。この納付書はバーコードを利用して決済アプリから電子決済で納付できます。納付できる電子決済事業者や納付方法については、ご利用の電子決済事業者にお問い合わせください。

電子納付（Pay-easy）がご利用できます。この納付書はPay-easy（ページー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付できます。納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

（※1）簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。

納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付の手続きをしていただきますようお願いいたします。

（※2）保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済では納付できません。

この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。

納付期限までに納付してください

納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。納付期限までに保険料を納付しないと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますので、忘れずに納付してください。

納付期限と使用期限について

「納付期限」と表示のある納付書の場合  
納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納付できます。

「使用期限」と表示のある納付書の場合  
使用期限を経過すると、この納付書で納付できません。前納用納付書については、使用期限を経過していても年度内で前納できる期間があれば、新たな納付書を発行できます。

詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いですのでご了承ください。



国民年金保険料納付書（各月）

見本

（表面）

領収（納付受託）済通知書		国庫金	国民年金
納付目的 国民年金保険料 (X X)	納付期間 X X Z 9 年 Z 9 月分 X X Z 9 年 Z 9 月分	納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	基礎年金番号 9999999999
納付金額 Z Z Z Z Z Z 9 円	延滞金 Z Z Z Z Z Z 9 円	合計額 Z Z Z Z Z Z 9 円	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所
納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付期限 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。
納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付期限 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。
納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付期限 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。

領収（納付受託）控		国庫金	国民年金
納付目的 国民年金保険料 (X X)	納付期間 X X Z 9 年 Z 9 月分 ~ X X Z 9 年 Z 9 月分	納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	基礎年金番号 9999999999
納付金額 Z Z Z Z Z Z 9 円	延滞金 Z Z Z Z Z Z 9 円	合計額 Z Z Z Z Z Z 9 円	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店、納付受託機関、 日本年金機構の年金事務所
納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付期限 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。
納付書発行年月日 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付期限 X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。

（裏面）

**保険料の納付方法と納付場所**

納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。

取扱金融機関  
・全国の銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫  
・農業協同組合 ・漁業協同組合

納付できるコンビニエンスストア等（令和8年4月時点）  
・くらしハウス ・スリーエイト  
・生活彩家 ・セイコーマート  
・セブン-イレブン ・デイリーヤマザキ  
・ニューヤマザキデイリーストア ・ファミリーマート  
・ポプラ ・ミニストップ  
・ヤマザキデイリーストア ・ローソン  
・MMK設置店

スマートフォンからの電子決済（※2）がご利用できます。この納付書はバーコードを利用して決済アプリから電子決済で納付できます。納付できる電子決済事業者や納付方法については、ご利用の電子決済事業者にお問い合わせください。

電子納付（Pay-easy）がご利用できます。この納付書はPay-easy（ページ）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付できます。納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

（※1）簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付の手続きをしていただきますようお願いいたします。

（※2）保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済では納付できません。

この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。

**納付期限までに納付してください**

納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。納付期限までに保険料を納付しないと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますので、忘れずに納付してください。

**納付期限と使用期限について**

「納付期限」と表示のある納付書の場合  
納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納付できます。

「使用期限」と表示のある納付書の場合  
使用期限を経過すると、この納付書で納付できません。前納用納付書については、使用期限を経過していても年度内で前納できる期間があれば、新たな納付書を発行できます。

詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いですのでご了承ください。